12	削除
［13～16　略］	

［２・３　略］

12	(1)　広島県広島市中区大手町４－１－８　(116.50) (2)　広島県広島市南区宇品海岸２－13－17　(39.20)	北緯34度23分08秒東経132度27分14秒の地点と北緯34度21分33秒東経132度27分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［13～16　同左］		

［２・３　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十二　平成三十一年総務省告示第九十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
電気通信業務用伝搬障害防止区域			［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～106　略］			［１～106　同左］		
107	削除		107	(1)　兵庫県川辺郡猪名川町鎌倉字有ヶ畑４　(308.00) (2)　兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷66　(592.50)	北緯34度59分01秒東経135度20分46秒の地点と北緯34度58分22秒東経135度18分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
108	削除		108	(1)　兵庫県川辺郡猪名川町大字猪淵字上本滝１―11　(301.00) (2)　兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷66　(592.50)	北緯34度52分35秒東経135度20分20秒の地点と北緯34度53分06秒東経135度20分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度53分11秒東経135度20分05秒の地点と北緯34度53分24秒東経135度20分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度53分25秒東経135度20分00秒の地点と北緯34度53分30秒東経135度19分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度53分34秒東経135度19分56秒の地点と北緯34度54分07秒東経135度19分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度54分11秒東経135度19分